

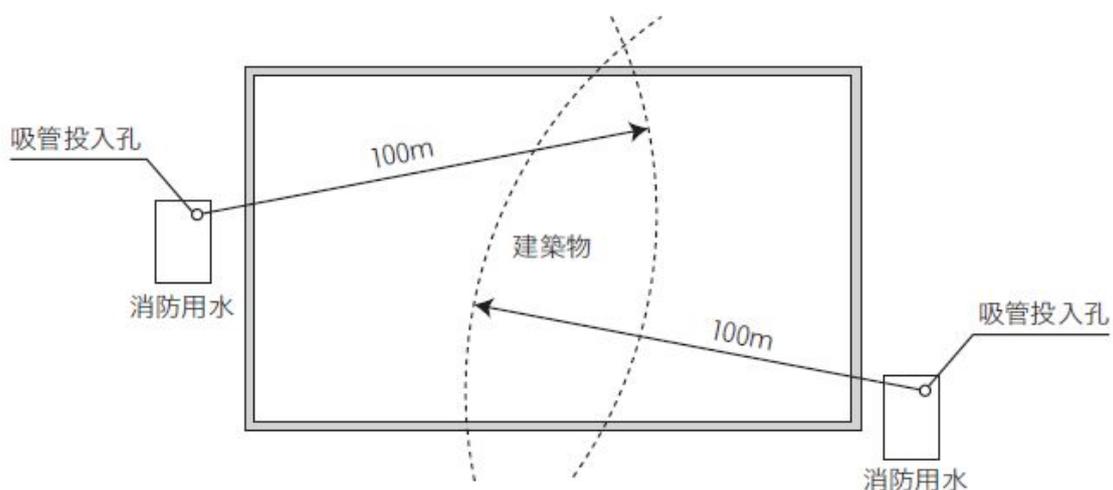
第18 消防用水

(令第27条, 令第19条, 昭39, 7, 20 自消乙予発第9号, 平9.3.6 消防予第42号)

1 消防用水の位置

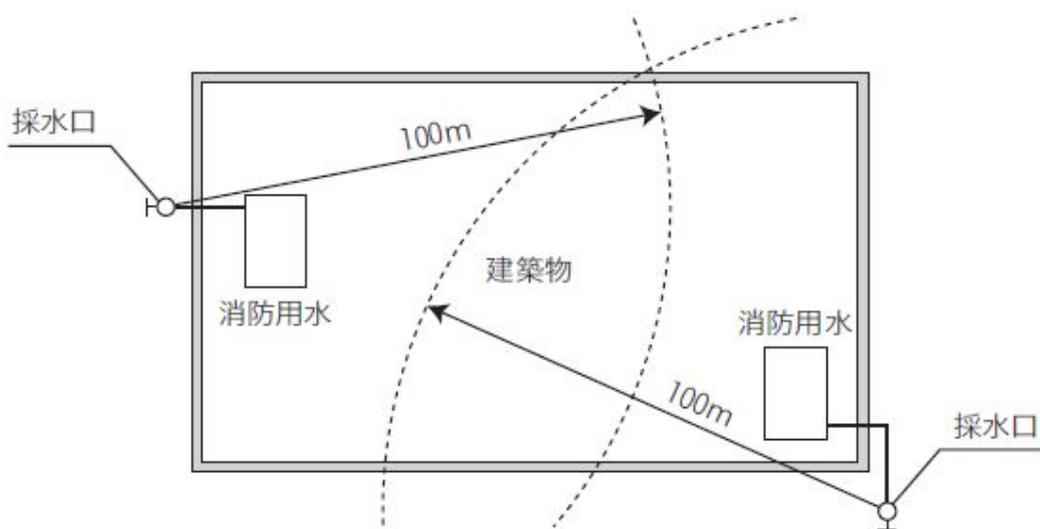
政令第27条第3項第2号に規定する「建築物の各部分から一の消防用水までの水平距離が100m以下となるように設ける」とは, 吸管投入孔を設ける場合は吸管投入孔を, 採水口を設ける場合は採水口をいうものであること。

(吸管投入孔を設ける場合の例)



第18-1図

(採水口を設ける場合の例)



第18-2図

2 消防用水の形態等

- (1) 消防用水は、防火水槽又はプールその他これらに類する形態（河川、湖沼等は原則として除く。）を有するものとする。
- (2) 原則として、他の消火設備の水源とは使用方法が異なることから併用をしないこと。■
- (3) 投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。ピットの大きさは縦50cm以上、横100cm以上、深さ30cm以上とすること。
- (4) 水源水槽の構造は下記によること。
 - ア 耐火構造の水槽によるものは、防火モルタル等による止水措置が講じられていること。■
 - イ 鋼板製の水槽によるものは、有効な防食処理を施したものであること。■
 - ウ FRP製水槽については第2 屋内消火栓設備 1, (2), イを準用すること。

3 構造等

- (1) 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水
 - ア 消防用水に設ける吸管投入孔は、その一辺が0.6m以上又は直径0.6m以上のものとし、所要水量が80m³未満のものにあつては1個以上、80m³以上のものにあつては2個以上設けること。■
 - イ 消防用水に設ける採水口は、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第3号）に規定される呼称75のめねじに適合する単口とし、設置個数は、第18-1表によること。

第18-3表

所要水量	40m ³ 未満	40～120m ³ 未満	120m ³ 以上
採水口の数	1個	2個	3個

- ウ 採水口に接続する配管は、第2 屋内消火栓設備 3(8)から(10), (12)～(14)及び(16)～(18)までを準用するほか、次によること。
 - (ア) 呼び径は、100A以上とすること。■
 - (イ) ろ過装置を取り付けること。■
- エ 採水口は、地盤面から高さが0.5m以上1m以下又は地盤面下0.3m以内の位置に設けること。
- オ 採水口には、覆冠等を取り付けること。■

- (2) 地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水

加圧送水装置及び採水口を設けた場合は、令第27条第3項第1号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し地盤面下4.5mを超える部分に設ける有効水量を消防

用水とすることができる。この場合、加圧送水装置は、第2 屋内消火栓設備2 ((2)ウ及びビエを除く。)を準用するほか、次によること。

ア 加圧送水装置の位置

(ア) 採水口からの取水に支障の生じない位置とし、非常電源の容量はポンプを有効に60分以上作動できる容量とすること。

(イ) ポンプは専用とし、他のポンプとの併用または兼用はしないこと。

イ 加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数は、第18-2表によること。

第18-4表

所要水量	20m ³	40~100m ³	120m ³ 以上
加圧送水装置の吐出量	1100ℓ/min	2200ℓ/min	3300ℓ/min
採水口の数	1 個	2 個	3 個

ウ 加圧送水装置の全揚程は、(イ)に定める吐出量時において採水口までの落差及び配管摩擦損失水頭に15mを加えた数値以上とすること。

エ 水源は、第2 屋内消火栓設備2を準用すること。

オ 起動装置は、次によること。■

(ア) 起動装置は、採水口及び防災センター等からの遠隔起動とすること。ただし、採水口付近に起動装置が設置できない場合は、採水口と防災センター等の間に直通通話装置を設けること。

(イ) 採水口の直近及び防災センター等には、加圧送水装置が起動した旨の表示灯を設けること。

カ 採水口は、「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成4年自治省令第2号)に規定される呼称65の差し口に適合する単口とし、前(1)、ウからオまでを準用すること。

キ 採水口に接続する配管は呼び径65A以上とすること。

(3) 地盤面より高い部分に設ける消防用水

(1)、イからオまでを準用するほか、採水口の直近の操作しやすい位置に止水弁を設けること。

4 表示等

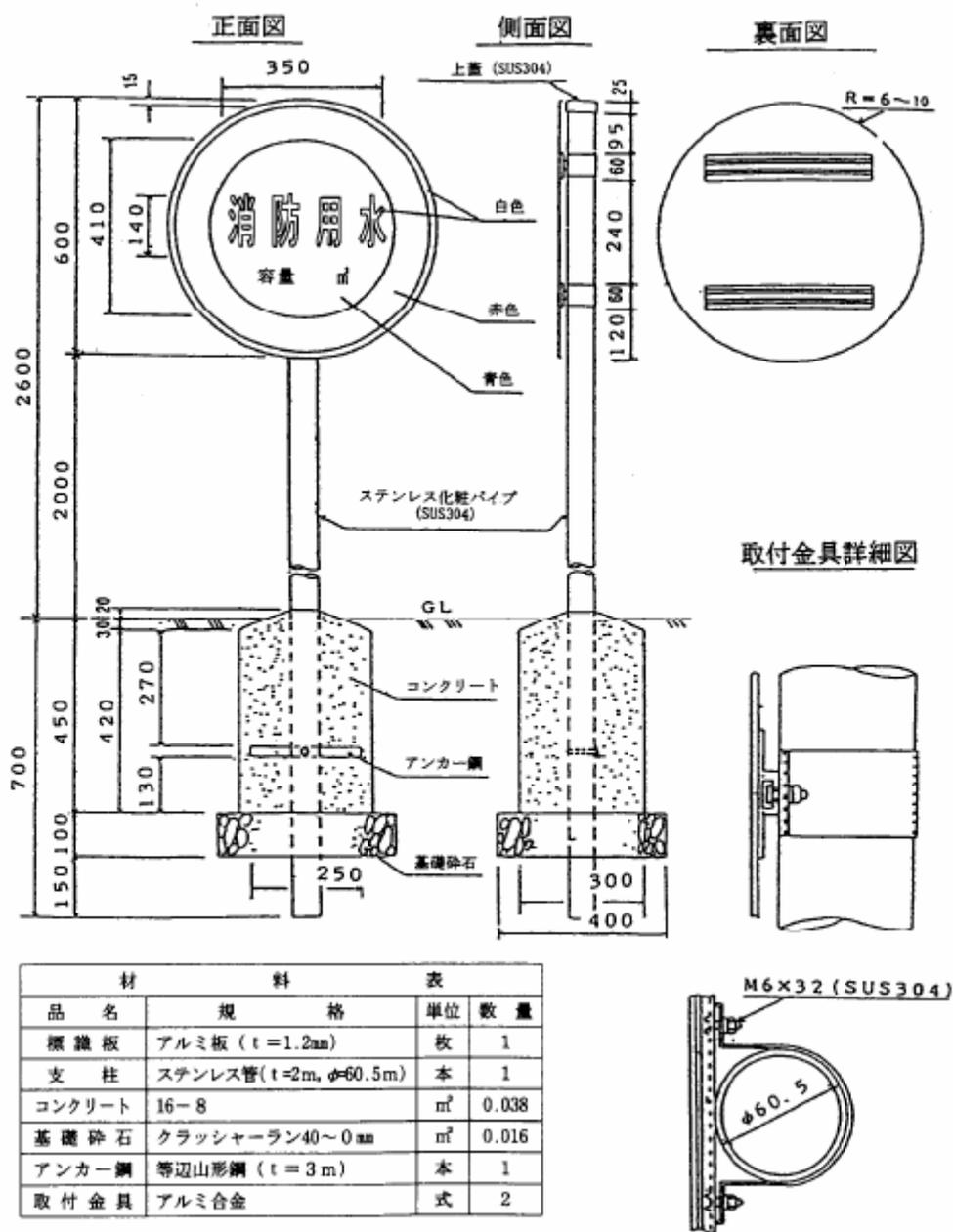
(1) 消防用水を設けた場所の付近(概ね5m)の見やすい位置に第18-5図の例により標識を設置することとし、「消防用水」の表示とともに当該消防用水の容量を併記すること。

(2) 吸管投入孔の蓋上部には、「吸管投入孔」と表示すること。

(3) 採水口には、「採水口」又は「消防用水採水口」と表示すること。

(4) 前2、(2)により加圧送水装置を設けたものにあつては、採水口付近に当該加圧送

水装置の起動方法を表示すること。



※ 消防水利の標識とする場合は、「消防用水」及び「容量」の部分「消防水利」に改めること。

消防用水標識参考図 (第18-5図)